

総基料第134号
平成14年5月30日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男 殿

総務省総合通信基盤局長
鍋 倉 真

コロケーションに関する情報について講ずべき措置
(平成14年5月23日総基料第127号関連)

標記に関しては、平成14年5月23日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（コロケーションに係る上限の設定）」の諮問に対する答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるべき措置が指摘されている。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を6月末までに報告されたい。

記

貴社において、電力に係る情報のうち、①各ビル毎の最大電力容量、②最大電力容量のうち、未使用の電力容量、及び③保留されているが未割当（未使用）である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、④未使用量及び⑤保留されているが未使用である量について、個別事業者からの要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと

(答 申)

平成14年3月27日付け諮問第1063号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する。

NTT東日本・西日本において、電力に係る情報のうち、①各ビル毎の最大電力容量、②最大電力容量のうち、未使用の電力容量、及び③保留されているが未割当（未使用）である電力容量について、また、スペース及びMDFについては、④未使用量及び⑤保留されているが未使用である量について、個別事業者の要望がある場合には、情報開示をすることについて検討を行い、総務省に報告を行うこと